

内閣府公益認定等委員会事務局任期付職員の募集について（募集期間延長）

内閣府公益認定等委員会事務局においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

記

1. 採用予定官職

内閣府事務官（公益認定等委員会事務局審査監督調査官）

併任 公益認定等委員会事務局総務課課長補佐

併任 大臣官房公益法人行政担当室参事官補佐

若しくは、併任 公益認定等委員会事務局総務課係長

併任 大臣官房公益法人行政担当室主査

2. 職務内容

- ・公益法人の監督業務等

公益法人に対する監督方針の策定や立入検査に係る企画立案、
監督業務管理における業務・システム改革に係る調整業務、
公益法人等制度改革に当たり、公益法人等への監督方針の見直し 等

(参考)

公益法人制度の概要、公益認定等委員会の活動状況等については、
<https://www.koeki-info.go.jp/> をご参照ください。

3. 募集人員

1 名

4. 応募要件

- ・大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・企業、法人等に対する監査・査察業務、法令に基づく検査業務又はそれらに類する業務に係る専門的知識及び経験（原則 5 年以上）を有する者
- ・当該雇用期間にわたり、継続して勤務が可能な者

5. 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることのできない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原

因とするもの以外)

6. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の一般職国家公務員として採用予定。
採用後は、国家公務員法等に基づく守秘義務、兼業制限等が適用されます。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給。

8. 身分・サービス

国家公務員法を適用

9. 採用予定日、雇用期間

令和 6 年 8 月 1 日から原則として 2 年程度（採用日については応相談）

※必要に応じ、採用日から 5 年を超えない範囲内で雇用期間の更新があり得ます。

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（市販の用紙で可。写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、学歴・職歴・資格等必要事項を詳細に記載してください。）
- ・志望理由書（A4判横書き、1,000字以内）
- ・職務経歴書（これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。様式自由、A4判横書き）

(2) 提出方法・応募締切

郵送（封筒表面に「**任期付職員応募書類在中**」と朱書）

令和 6 年 7 月 19 日（金）必着

※選考は、応募のための書類が届き次第、随時行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

(3) 提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門第37森ビル12階
内閣府公益認定等委員会事務局 総務担当 早坂宛

11. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

※書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみ、面接の日時、場所等をご連絡いたします。

12. 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として、9時30分から18時15分まで

（昼休み1時間を含む。土・日・祝日・年末年始を除く。必要に応じて超過勤務あり）

(2) 休暇

年次休暇 20 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）

そのほかに、特別休暇（3 日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇。

(3)勤務地

内閣府公益認定等委員会事務局

（東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門第 37 森ビル 12 階）

【最寄駅】

東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩 3 分

東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」より徒歩 5 分

東京メトロ日比谷線「神谷町駅」より徒歩 5 分

13. その他

- (1) 応募の秘密は厳守いたします。また、応募書類の返却はいたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書を提出していただくことになります。
- (4) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

14. お問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局 総務担当 早坂

電話：03-5403-9522